

# 短期入所生活介護（ショートステイ）サービス重要事項説明書

## 介護予防短期入所生活介護サービス重要事項説明書

当施設は、ご契約者に対して、指定短期入所生活介護（ショートステイ）サービスを提供いたします。

施設の概要や提供されるサービスの内容、及び契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

### 目 次

- 1 事業者（施設経営法人）
- 2 ご利用施設（事業所）の概要
- 3 職員の配置状況、勤務体制
- 4 当施設が提供するサービスと利用料金
- 5 当施設の苦情の受付
- 6 非常時の対策
- 7 当施設ご利用の際に留意いただく事項

社会福祉法人 同和園

特別養護老人ホーム 同和園

短期入所事業（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護）

当施設（事業所）は介護保険の指定を受けています。

（指定事業者番号 京都市 第2670900188号）

また 生活保護法による指定介護機関です。

当事業者（法人）は次の事業も行っています。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

通所介護（デイサービス）

特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム）

居宅介護支援事業所（居宅介護支援センター）

訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問看護

# 重要事項説明書

(短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービス)

あなたに対する居宅サービス提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

## 1 事業者

法人名	社会福祉法人 同和園
法人所在地	京都市伏見区醍醐上ノ山町十一番地
代表者名	理事長 亀谷 英央
電話番号	(075) 571-0010
FAX番号	(075) 571-0473
設立年月日	大正10年 12月 11日

## 2 ご利用施設（事業所）の概要

事業所の種類	短期入所生活介護	介護保険指定番号	2670900188	指定日	2000年 4月 1日
事業の目的	事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがって、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援し、契約者の心身の機能の維持並びに契約者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、短期入所生活介護サービスを提供します。				
施設（事業所）の名称	同和園短期入所事業				
施設（事業所）の所在地	京都市伏見区醍醐上ノ山町十一番地				
管理者	重元 俊昭				
電話番号	(075) 575-3923				
FAX番号	(075) 571-0203				
施設の運営方針	同和園短期入所事業は、次の各項目を運営方針とする。 1、短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、この運営規程の概要、職員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ます。 2、契約者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は契約者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、短期入所生活介護の提供を行います。 3、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、短期入所生活介護の提供の開始前から				

終了後に至るまで契約者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めます。

- 4, 契約者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等契約者の心身の状況をふまえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行います。
- 5, 短期入所生活介護の提供を行うにあたっては、相当期間以上にわたり継続して入所する契約者については、短期入所生活介護計画に基づき、契約者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行います。
- 6, 事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めます。
- 7, 職員は、短期入所生活介護の提供を行うにあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- 8, 短期入所生活介護の提供を行うにあたっては、当該契約者又は他の契約者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行いません。
- 9, 事業内容の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

施設の開設年月 平成3年 8月 1日

営業日	年中無休	受付時間	平日 9時～5時 土・日 9時～5時
-----	------	------	-----------------------

利用定員 24名

敷地及び建物	敷地	22,680.79㎡	
	建物	構造	鉄筋コンクリート造・3階建及び5階建て
		延床面積	19,287.69㎡

居室等の概要 特養

居室・設備の概要	室数	備考
個室（式番館）	180	ユニット型個室
個室（壺番館）	4	従来型個室
2人部屋	38	さつき寮4室 壺番館34室
4人部屋	18	さつき寮10室、壺番館8室
居室合計	216	
食堂	22カ所	
機能訓練室	1カ所	
浴室	18室	一般浴槽 リフト浴槽 特殊浴槽
医務室	1室	同和園附属診療所(保険医療機関)

### 3 職員の体制

#### ① 主な職員の配置状況 特養に準じて

職種	人数
管理者	1名
生活相談員	4名以上
介護職員	103名以上
看護職員	7名以上
機能訓練指導員	1名以上
医師	1名以上
介護支援専門員	4名以上
管理栄養士又は栄養士	1名以上

#### ② 主な職種の勤務体制

職種	勤務体制
管理者	日勤 (9:00~18:00)
生活相談員	早出 (8:30~17:30) 日勤 (9:00~18:00) 遅出 (10:00~19:00)
介護職員	A 7:00~15:40 A2 7:20~16:00 B 8:00~16:40 B2 8:20~17:00 C 9:00~17:40 C2 9:20~18:00 C3 9:30~18:10 D 10:00~18:40 D2 10:20~19:00 E2 11:20~20:00 F 12:00~20:40 F2 12:20~21:00 G 13:00~21:40 G2 13:20~22:00 夜勤1 16:30~ 9:30 夜勤2 17:00~10:00 夜勤3 17:30~10:30 夜勤4 17:40~10:40 夜勤5 21:30~ 7:30 夜勤6 21:40~ 7:40 夜勤7 21:50~ 7:30

看護職員	日勤 (9:00~18:00) 宿直 (14:00~9:30) 宿直は特別養護老人ホームと一体で1名です。
栄養士	早出1 6:20~11:50 早出2 6:20~15:00 日勤1 8:00~16:40 日勤2 9:00~17:40 日勤3 9:30~18:10 日勤4 10:00~18:40 日勤5 10:40~19:20 遅出 11:20~20:00 遅出 11:50~20:30 遅出 14:30~20:30 遅出 16:00~20:00
機能訓練指導員	早出 (8:30~17:30) 日勤 (9:00~18:00)
医師	毎週月~土 9:00~17:40 (祝日除く)

#### 4 当施設が提供するサービスの概要と利用料

##### (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (介護保険給付サービス)

種類	内容
食事の介助	(管理) 栄養士の立てる献立表により、栄養とご契約者の身体の状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 食事は、離床して食堂でとっていただけるように配慮します。 (食事時間) 朝食 7:30~ 昼食 12:00~ 夕食 17:30~
入浴の介助	入浴又は清拭を週2回行います。 リフト浴槽を使用して座位のままでの入浴や、座位のとれない方は、特殊浴槽を使用しての入浴ができます。
排泄の介助	ご契約者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。
着替え等	寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、快適な生活が送れるよう、適切な整容を行う援助をします。
衣類の洗濯	衣類の洗濯は、ご利用中は当施設で行いますが、退所日前日の午後以降の分は、洗濯せずにお渡しする場合があります。
機能訓練	機能訓練指導員により、ご契約者の心身の状況に応じて、生活機能の維持・改善に努めます。

利 用 料	下記の料金表によって、要介護度に応じたサービス利用料金から、契約者の負担割合に応じた金額をお支払いください。					
	1、1日あたりの利用者自己負担金額（※1割の場合の金額） （ユニット型個室）					
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4
	558円	692円	743円	815円	894円	969円
	要介護5		（端数計算により若干の誤差があります）			
	1,042円					
	（多床室）（従来型個室）					
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4
	476円	592円	637円	709円	786円	860円
	要介護5		（端数計算により若干の誤差があります）			
	933円					
	*連続して30日を超えて同一の短期入所生活介護事業所に入所している場合において、要介護1～5の方については、上記金額より、その超えた日について60日までは、1日につき32円減額されます。					
	2、介護予防短期入所長期利用自己負担額（※1割の場合の金額）					
	連続して30日を超えて同一の介護予防短期入所生活介護事業所に入所している場合においては、その超えた日についての利用料金は以下のとおりです。					
	（ユニット型個室）（端数計算により若干の誤差があります）					
要支援1	要支援2					
531円	658円					
（多床室）（従来型個室）（端数計算により若干の誤差があります）						
要支援1	要支援2					
467円	579円					
3、連続して60日を超えて同一の短期入所生活介護事業所に入所している場合において、要介護1～5の方については、については、その超えた日についての利用料金は以下のとおりです。						
（ユニット型個室）（端数計算により若干の誤差があります）						
要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		

	707円	781円	860円	935円	1,008円	969円
	(多床室) (従来型個室) (端数計算により若干の誤差があります)					
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
	605円	678円	755円	829円	901円	

上記の他、要件を満たし場合には以下の加算費用が発生します。

サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	24円/日
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	19円/日
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	7円/日
看護体制加算Ⅰ	5円/日
看護体制加算Ⅱ	9円/日
看護体制加算Ⅲ	13円/日
看護体制加算Ⅳ	25円/日
夜勤職員配置加算Ⅰ	14円/日
夜勤職員配置加算Ⅱ	19円/日
夜勤職員配置加算Ⅲ	16円/日
夜勤職員配置加算Ⅳ	22円/日
送迎加算	195円/片道
療養食加算	9円/回
若年性認知症利用者受入加算	127円/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	211円/日
専従の機能訓練指導員を配置している場合	13円/日
個別機能訓練加算	59円/日
生活機能向上連携加算	106円/日
認知症専門ケア加算Ⅰ	4円/日
認知症専門ケア加算Ⅱ	5円/日
口腔連携強化加算	53円/月
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	106円/月
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	11円/月
看取り連携体制加算	68円/日
(死亡日及び死亡日以前30日以下に限り1日につき算定、 但し、7日を限度とする)	
緊急短期入所受入加算	95円/日
* 7日間を限度、やむを得ない場合は14日間を限度として算定	
医療連携加算	62円/日

### 介護職員等処遇改善加算

令和6年6月以降は、以下の加算を算定します。  
但し、(I)から(IV)の内、いずれかの加算を算定している場合においては、その他の加算は算定しません。

#### 介護職員等処遇改善加算 (I)

サービスの基本単価数及び各種加算の単位数の合計に1000分の140を乗じ  
(小数点第1位を四捨五入)算出された単位数に10.55円を乗じ(端数切捨)  
更に100分の10を乗じた金額(端数切上)

#### 介護職員等処遇改善加算 (II)

サービスの基本単価数及び各種加算の単位数の合計に1000分の136を乗じ  
(小数点第1位を四捨五入)算出された単位数に10.55円を乗じ(端数切捨)  
更に100分の10を乗じた金額(端数切上)

#### 介護職員等処遇改善加算 (III)

サービスの基本単価数及び各種加算の単位数の合計に1000分の113を乗じ  
(小数点第1位を四捨五入)算出された単位数に10.55円を乗じ(端数切捨)  
更に100分の10を乗じた金額(端数切上)

#### 介護職員等処遇改善加算 (IV)

サービスの基本単価数及び各種加算の単位数の合計に1000分の90を乗じ  
(小数点第1位を四捨五入)算出された単位数に10.55円を乗じ(端数切捨)  
更に100分の10を乗じた金額(端数切上)

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算

令和6年5月までは、以下の加算を全て算定します。

#### 介護職員処遇改善加算 (I)

サービスの基本単位数及び各種加算の単位数の合計に1000分の83を乗じて得た単位数に10.55円を乗じ(端数切捨)更に100分の10を乗じた金額(端数切上)

#### 介護職員等特定処遇改善加算 (I)

サービスの基本単位数及び各種加算の単位数の合計に1000分の27を乗じて得た単位数に10.55円を乗じ(端数切捨)更に100分の10を乗じた金額(端数切上)

#### 介護職員等ベースアップ等支援加算

サービスの基本単価数及び各種加算の単位数の合計に1000分の16を乗じ  
(小数点第1位を四捨五入)算出された単位数に10.55円を乗じ(端数切捨)  
更に100分の10を乗じた金額(端数切上)

### 【利用者負担額2割負担について】

契約者の合計所得金額が160万円以上で、かつ、「年金収入+その他の合計所得金額」が単身世帯で280万円以上の方、又は、2人以上の世帯で合計346万円以上の方は、自己負担割合が2割となります。

上記の利用者負担額の「サービス利用に係る自己負担額」に記載されてい



る金額及び各種加算負担額の倍額を利用料金としてご負担いただくこととなります。

**【利用者負担額3割負担について】**

契約者の合計所得金額が220万円以上で、かつ、「年金収入+その他の合計所得金額」が単身世帯で340万円以上の方、又は、2人以上の世帯で合計463万円以上の方は、自己負担割合が3割となります。

上記の利用者負担額の「サービス利用に係る自己負担額」に記載されている金額及び各種加算負担額の3倍の額を利用料金としてご負担いただくこととなります。

\*介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額も変更になります。

(2) 利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合

(介護保険給付外サービス)

種類	内容	利用料金
食費	ご契約者に提供する食事の費用です。精算は1食ごととなります。 1日合計1,445円(おやつを含む)	朝食 215円 昼食 615円 夕食 615円
滞在費 理容代	滞在に要する費用 週1回 理髪店の出張による理髪サービスをご利用いただけます。 令和6年7月までは下記の金額を、令和6年8月以降は右記の金額となります。 (従来型個室) 1,171円 (多床室) 855円	1日あたり (ユニット型個室) 3,000円  (従来型個室) 1,231円 (多床室) 915円 理髪サービス 1回1,900円
謄写料	介護記録のコピーなど。	1枚10円

(体調の不調などで、当園の附属診療所の医師にかかれた場合は、医療費一部負担金をお支払いいただく場合があります。)

(教養娯楽施設の利用、レクリエーション行事、日常生活上必要となる諸費用をお支払いいただく場合があります。)

(3) 減額について

「介護保険負担限度額認定」

食費と滞在費には段階によって補足給付（特定入所者介護（支援）サービス費）の対象となり、負担限度額が以下ようになります。

利用者負担 段階	滞在費 (ユニット型個室 )	滞在費 (多床室)	滞在費 (従来型個室)	食費
第1段階	880円	0円	380円	300円
第2段階	880円	430円	480円	600円
第3段階①	1,370円	430円	880円	1,000円
第3段階②	1,370円	430円	880円	1,300円

(上記の減額については、京都市各区役所健康長寿推進課への申請手続きが必要になります。)

\*認定書類は毎回利用時に提出してください。

(4) キャンセル料

前日までにキャンセルの申し出がなかった場合

1, 445円(当日の食費)

5 当施設の苦情の受付

(1) 当施設における苦情やご相談は、下記の窓口でお受けいたします。

苦情受付窓口	担 当 法 人 本 部 佐 賀 隆 司
受付時間	毎 週 月 曜 日 ～ 金 曜 日 9 : 0 0 ～ 1 8 : 0 0
電話番号	(075) 571-0010
FAX番号	(075) 571-0473
苦情受付箱	講堂棟の廊下に苦情受付ボックスを設置しています。

(2) 第三者委員会の設置

当施設以外でも苦情の申し立てを受け付けるために、第三者委員会を以下のように設置しております。

社会福祉法人	勸修福社会 特別養護老人ホーム長楽園 施設長 西村 久史
連絡先	京都市山科区勸修寺仁王堂町13-3
電 話	075-572-6317
社会福祉法人	同和園 監事 尾川税理士事務所長 尾川 宣之
連絡先	京都市東山区本町10-197-3
電 話	075-525-1911
	社会福祉法人同和園監事 大谷大学名誉教授

東本願寺青少幼年センター メール相談室 佐賀枝 夏文	
連絡先	京都市下京区烏丸通七条上ル
電話	sagaesan@higashihonngannji.r.jp
(3) その他に、下記の窓口で、介護保険に関する苦情、相談ができます。	
連絡先	伏見区役所醍醐支所保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課高齢介護保険担当
電話	075-571-6471
連絡先	山科区役所保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課高齢介護保険担当
電話	075-592-3290
連絡先	国民健康保険団体連合会
電話	075-354-9090
連絡先	宇治市役所 福祉介護課 (介護保険担当)
電話	0774-22-3141

上記以外、お住まいの区役所（健康長寿推進課）でも受け付けております。

## 6 第三者評価の実施状況

- (1) 実施あり
- (2) 実施年月日 令和 6年 1月 25日
- (3) 実施期間 京都市老人福祉協議会
- (4) 実施結果開示状況 京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構  
(<http://kyoto-hyoka.jp/>)

## 7 非常災害時の対策

非常時の対応	自動火災報知器による連絡網で緊急体制をとる他、全館の勤務職員が体制に加わるなど、併設本体施設である特別養護老人ホームの消防防災計画に基づいて、契約者の避難を最優先に対応します。
近隣との協力	地域の消防団の協力で、契約者の避難を最優先に配置します。
防災設備	自動火災報知器、スプリンクラー、屋内消火栓、厨房用特殊消火装置、防煙排煙設備、特別避難階段、防火扉防火シャッター等。
消防計画等	併設本体施設である特別養護老人ホームの消防防災計画を周知し、これに基づき、自営消防隊を組織して対処します。



私は、本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け同意・受領しました。

- ・短期入所生活介護サービスの提供内容。
- ・利用料金の支払い。
- ・サービス担当者会議における個人情報の開示。

契約者 (利用者)	住 所 氏 名	印
--------------	------------	---

署名代行者	住 所 氏 名 契約者（利用者）との関係	印
-------	----------------------------	---

身元引受人	住 所 氏 名 契約者（利用者）との関係	印
-------	----------------------------	---

法定代理人	住 所 氏 名 契約者（利用者）との関係	印
-------	----------------------------	---

短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明・交付を行いました。

説 明 者	職 名 氏 名	ショートステイ相談員 印
-------	------------	-----------------

社会福祉法人 同和園  
理事長 亀谷 英央 殿

## 個人情報利用同意書

社会福祉法人同和園が保有する私及びその家族に関する個人情報については、下記の内容の範囲内について、使用されることに同意します。

### 記

- ① 適切なサービスを円滑に行うために、情報共有が必要な時。  
(サービス担当者会議等)
  - ② サービス提供にかかる請求業務などの事務手続きを行う時。  
(利用者の介護請求等)
  - ③ サービス利用にかかわる管理運営を行う時。  
(事業所内の利用者台帳の作成等)
  - ④ 医療機関及び関係機関への情報提供が必要な時。
  - ⑤ ご家族及び後見人等への報告が必要な時。
  - ⑥ 法令上義務づけされている関係機関からの依頼があった時。
  - ⑦ 損害賠償責任等にかかる公的機関への情報提供が必要な時。
  - ⑧ 特定の目的のために、その利用目的の範囲内で利用する同意を得た時。
- 以上

令和 年 月 日

【契約者】

住 所  
氏 名 印

【署名・法定代理人】

氏 名 印

【ご家族】

氏 名 印  
氏 名 印